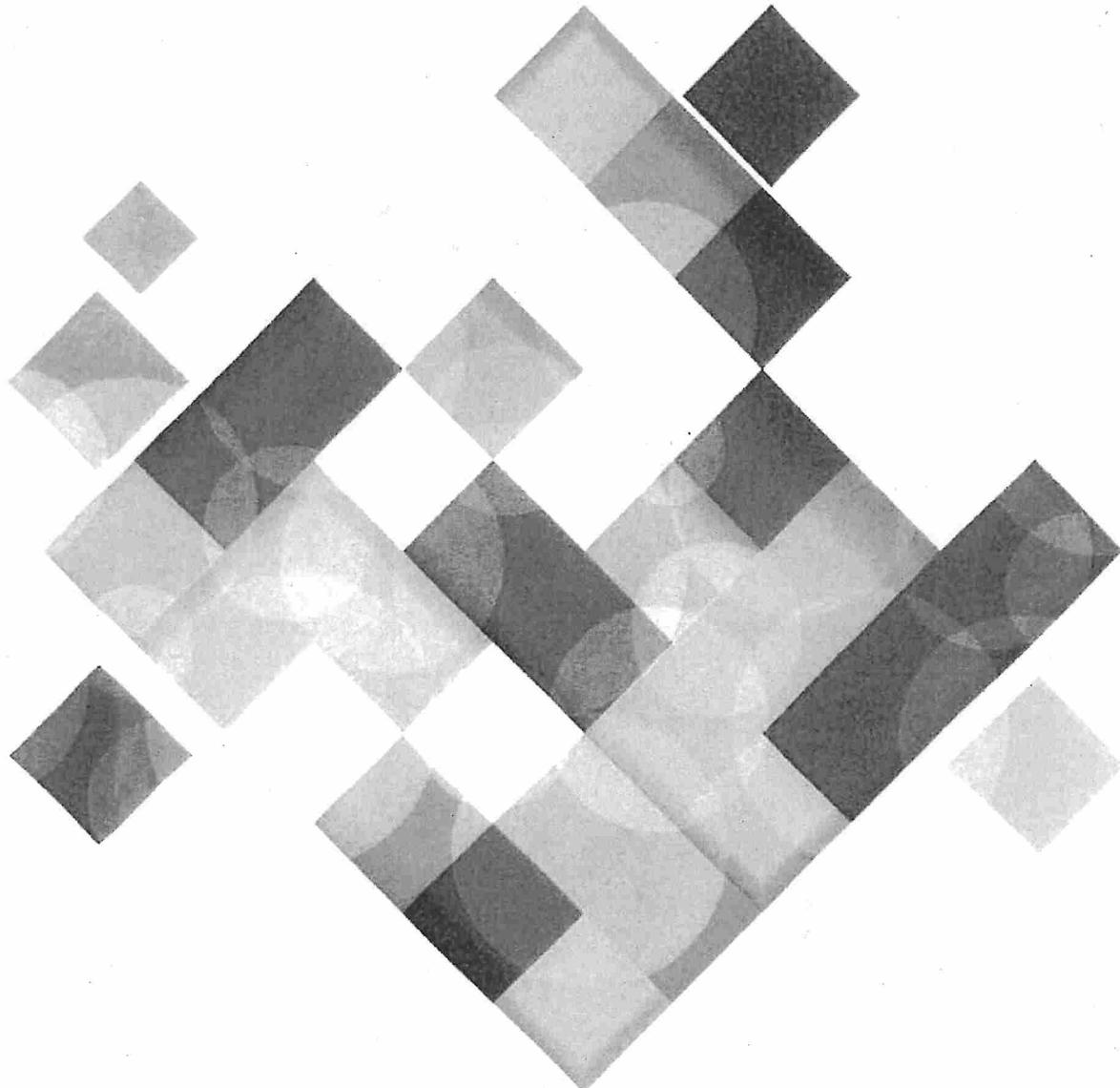


会報 書記官

2020
No.63

- 座談会 裁判所職員総合研修所との座談会（質問事項回答）
- 実務研究／民事 行政事件訴訟Q&A
～これから第一審を経験する書記官のために～
- 国際交流 2019年度ヨーロッパ司法補助官連盟（EUR）
総会に参加して（ポルトガル・リスボン）
- 試験問題解説 令和2年度裁判所職員総合研修所書記官養成課程
第一部・第二部入所試験問題（論文）解説





会報 書記官 第63号

目 次



◎巻頭言	1
◎座談会	
裁判所職員総合研修所との座談会（質問事項回答）	4
◎実務研究 / 民事	
行政事件訴訟 Q&A	
～これから第一審を経験する書記官のために～	19
◎国際交流 / ヨーロッパ司法補助官連盟総会参加報告特集	
2019年度ヨーロッパ司法補助官連盟(EUR)総会に参加して(ポルトガル・リスボン)…	194
◎試験問題解説	
令和2年度裁判所職員総合研修所	
裁判所書記官養成課程第一部入所試験問題（論文）解説	214
令和2年度裁判所職員総合研修所	
裁判所書記官養成課程第二部入所試験問題（論文）解説	240
本部だより	257

座談会

裁判所職員総合研修所との座談会 (質問事項回答)

裁判所職員総合研修所における研修内容について

日本裁判所書記官協議会（以下「日書協」という。）では、例年3月に裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）と座談会を実施し、その概要を「会報書記官」に掲載しているところであるが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえて、座談会の開催を延期することとした。

しかし、総研において実施した研修の実施結果及び実施予定の研修計画は、現在の書記官事務を取り巻く状況を把握するために有益な情報であり、書記官の関心も高い。特に、書記官養成課程及び書記官ブランシュアップ研修については、今後、内容の充実に向けた見直しがそれぞれ予定されているところ、これらの見直しの概要やねらい等の情報を得ることは意義が大きい。

そこで、総研における令和元年度研修実施結果及び令和2年度研修実施計画について、日書協から総研に対して書面で質問し、令和2年3月19日付けで以下の回答を得たので、「会報書記官」に掲載する。

（※編集部注：なお、掲載内容は令和2年3月19日現在の情報であり、その後、一部変更されてある。）

【裁判所職員総合研修所の回答】

1 令和元年度研修実施結果について

(1) 裁判所書記官養成課程

令和2年3月2日（月）をもって、第一部第16期研修生200人（このほか、特許庁

からの受託研修生1人）及び第二部第15期研修生59人が、裁判所書記官（以下「書記官」という。）養成課程を全て修了しました。

総研では、書記官育成の目標として、事務の根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官を育てたいと考えているところです。

そこで、養成課程では、書記官として執務を行うのに必要な基盤を形成し、実践力を養成するために、民事、刑事、家事、少年全分野にわたって基礎知識を体系的に習得するとともに、事務の在り方を考える際の視点や思考方法、さらには書記官として持つべき意識や姿勢を身に付けさせ、かつ、民事・刑事の立会分野を中心として、標準類型の事件の基本的事務が遂行できるようにスキルを磨いて、任官直後の実務に備えることを意識したカリキュラムを設定しています。具体的には、主として講義による基礎知識の体系的な付与を図り、班別による討議や演習、ロールプレイ等の体験型学習などによって、理論を実践に結び付けていく、あるいは、科目相互間のつながりを意識した時間割を組み、知識の定着化を図る、といった取組をしています。こうした研修により、総研としては、現場のOJTに応え、経験を重ねていくことで、着実に実務的な能力を伸ばしていくことができる書記官として送り出しているところです。

ア カリキュラム等の研修実施状況について

(ア) 第一部第16期研修生及び第二部15期研修生については、合同で行う講義を増やし、受動的に教官の話を聞くのではなく、研修生が相互に議論を行うパズセッションを設け、主体的に考えながら講義を聴き、知識を定着させやすいようにしました。また、外部講師による講義のうち、幾つかのものについては、講堂を使用するなどして、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）養成課程研修生と合同で実施しました。

また、第二部第16期研修生（1年生）68人については、第1期の研修が3月末まで行われます。カリキュラムは、総研教官や外部講師による講義を中心として、その他に判例研究や各種演習、模擬弁論・模擬公判等を配して、バランスのとれたものとなるようにしていますが、一部のカリキュラムについては上記と同様に家裁調査官養成課程研修生と合同で実施しました。

(イ) 家裁調査官養成課程との合同カリキュラムとしては、まず、年度の前半において、親族相続法、戸籍法、裁判所の情報化の各種講義を実施したほか、法務省人権擁護局職員による「障害者等への配慮」を実施し、障害者、高齢者等の社会的な配慮を要する方に適切な対応をとるための法制度等の基礎的な知識付与を行った後、同講義で得た知識を裁判所の実務の中でどのように生かすべきか等についての視点を付与するため、体験型カリキュラムとして、障害者等疑似体験や当事者対応に関するロールプレイを行いました。

障害者等疑似体験では、裁判所職員として、適正な司法手続を実現し、裁判を受ける権利を実質的に保障するために、配慮を要する者の置かれた状況を正しく理解し、具体的な状況に応じて適切な対応をとることができるように、DVD学習と車椅子、高齢者疑似体験グッズを用いた体験学習を行いました。また、当事者対応に関するロールプレイでは、一般的な当事者対応のロールプレイに加え、視覚・聴覚障害がある者への対応場面を設定し、実際に体験グッズを使用した上でロールプレイを行うなどし、より深い理解につながるような学習方法を取り入れました。

年度の後半においても、表記法、男女共同参画、裁判所の広報、裁判所をめぐる諸問題、DNA鑑定、DVの現状とDV法、国際私法、被害者保護、行動経済学、精神鑑定、統計事務等の各種講義や、大法廷首席書記官、家庭審議官、所長等の講話を合同で行いました。また、障害者等に対する配慮については更に講義を設け、関係機関の職員による講義等を合同で実施しました。

次に、演習科目として、「連携協働に関する問題研究（家事）」及び「連携協働に関する問題研究（少年）」を実施し、裁判官、書記官及び家裁調査官の三職種で連携して事件処理に当たる重要性並びに書記官及び家裁調査官の各事務処理のあるべき姿について理解を深めさせました。

また、少人数の班に分かれ、裁判所の組織上の課題解決をテーマとしてグループ研究を行う「グループ別総合演習」を実施しました。これらの演習は、裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図ることを目的とし、①裁判所及び裁判所職員の在り方について、国民の視点を踏まえた広い視野で考える力の養成、②組織的に職務を遂行する能力の向上、③書記官と家裁調査官との連携、協働の必要性を認識し、職種間の相互理解を深め、連携、協働を円滑に行うための基盤の形成といった三つの事項に重点を置いて実施しています。このグループ研究では、所属庁における執務経験、実務修習での経験・考察、養成課程の講義、その他の文献資料等を検討素材として、国民の視点を踏まえたテーマを選定し、そのテーマに関する問題点及び裁判所が取り組むべき課題並びにこれを解決するための方策を検討、討議し、その解決策を提案として発表させました。

イ 実務修習について

実務修習は、研修生に対し、実際の事件の体験を通じて、書記官としての役割を認識し、総研で学んだ知識及び技能についての理解を深めさせるとともに、これらを実務に即応し得るものとさせ、また、実務修習終了後に総研で学ぶ科目の理解を容易にさせて、研修の意欲を高揚させることを目的としています。令和元年度は、令和元年7月22日（月）から9月30日（月）までの日程で実施しました。

また、実務修習後には、実務修習で得た知識、技能を定着させ、深めさせること

を目的として、実務修習中の事務処理上の問題点を素材とし、共同討議、講義を行っています。

(2) 中央研修

ア CA 研修実務試験

令和元年度は、研修員（書記官任用試験の第2次試験合格者）57人を対象として、令和元年6月26日（水）から9月12日（木）までの日程で実施しました（前期研修は6月26日（水）から7月17日（水）まで、実務研修は同月19日（金）から8月21日（水）まで、後期研修は同月23日（金）から9月12日（木）まで）。

前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野での立会事務を中心とした知識の整理及び習得を、実務研修においては、これらの知識の定着、問題意識の醸成、後期研修への準備、意欲の向上等を、後期研修においては、前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力のかん養をそれぞれ図る内容で実施しました。

また、短期間でより大きな研修効果を上げるため、平成21年度以降、書記官事務として共通するものについては、従来の民事、刑事、家事又は少年といった枠組みにこだわらない講義を行うなどの工夫をしています。例えば、基本通達が共通である民事及び刑事の受付事務においては、民事及び刑事の違いを意識しつつ、共通する部分と異なる部分が浮き彫りになるような講義を行ったり、共通する部分が多い民事事件及び家事事件の和解条項及び調停条項については、「調停条項等」として一つの科目として講義を行ったりしました。証明事務並びに閲覧及び暗写事務についても、各分野の共通点と相違点を示しながら、一つの科目として実施しました。さらに、過誤防止の事例研究や、窓口対応のロールプレイのカリキュラムを設け、書記官として、実務における基本的な知識、心構え等の習得も図っています。

イ 実務研究会

（ア）民事実務（訴訟）研究会（第1回）

地裁で民事事件を担当する書記官50人を対象として、令和元年6月12日（水）及び13日（木）の2日間の日程で実施しました。

研究会の一部を司法研修所（以下「司研」という。）が実施する民事通常基本研究会1と合同で実施し、民事事件を取り巻く最近の状況について民事局第二課長による説明を行った上、「民事立会部における裁判官と書記官との協働」をテーマに、裁判所の秘匿措置に関する書記官事務を題材として、裁判官との協働を含む部内連携の在り方について、書記官事務の整理の考え方を踏まえた研究、討議を行いました。これに引き続き、「部の運営」をテーマとし、部の機能を高めていくための右陪席及び主任書記官の具体的役割について研究、討議を行いました。

また、総研の単独カリキュラムでは、「部の機能の活性化」策の検討を深めることを目的に、先ほどの共同討議（部の運営編）の振り返りを行い、そこで得た問題意識を自己の職場での問題意識へと目を転じさせ、現場での実践につなげる契機としました。

(イ) 民事実務（訴訟）研究会（第2回）

地裁で民事訴訟事件を担当する書記官50人を対象として、令和2年1月23日（木）及び24日（金）の2日間の日程で実施しました。

カリキュラムとしては、「民事事件の動向と当面する諸問題について」と題する民事局第二課長による講義に続き、「民事立会部における諸問題」をテーマに期日間準備を題材として、書記官事務の整理の考え方を踏まえて、民事立会部における書記官の役割について研究、討議を行いました。これに引き続き、「民事立会部における主任書記官の役割」をテーマに部下職員への指導、裁判官との連携の在り方について研究、討議を行いました。

(ウ) 刑事実務研究会

地裁で刑事事件を担当する書記官50人を対象として、令和元年11月21日（木）及び22日（金）の2日間の日程で実施しました。

研究会の一部を司研が実施する刑事基本研究会と合同で実施し、第1回公判期日前及び証人尋問期日前の事前準備を題材として、刑事事件における執務の質の向上に向けた裁判官と書記官との協働について、書記官事務の整理の考え方を踏まえた研究、討議を行いました。

また、総研の単独カリキュラムでは、「刑事公判部における主任書記官の役割と部下指導について」をテーマに、部内における適正な事務の遂行と執務の質の向上のため、主任書記官が行うべき適切な部下指導の在り方について研究、討議を行いました。

(エ) 家事実務研究会

家事事件を担当する書記官50人及び家裁調査官50人（合計100人）を対象として、令和元年11月6日（水）から8日（金）までの3日間（ただし、書記官については同月6日及び7日の2日間）の日程で実施しました。

研究会の一部を司研が実施する家事基本研究会及び家事専門研究会2（面会交流）と合同で実施し、家裁をめぐる諸問題について家庭局第二課長による説明を行い、共同研究では、「家事事件における家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携」をテーマに、家事事件における関係職種間の情報共有の在り方、非開示希望情報の取扱い等について、いずれも日常業務の中で取り扱うことの多い事例や場面を題材として、書記官事務の整理の考え方や、行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえ、裁判官、書記官及び家

裁調査官合同で研究、討議を行いました。このほか、DV 関係者支援の専門家による「DV の理解と家族支援」と題する講演を行いました。

総研の単独カリキュラムでは、調停委員会と書記官の連携及び協働の在り方について研究、討議を行いました。

(オ) 少年実務研究会

少年事件を担当する書記官48人及び家裁調査官50人（合計98人）を対象として、令和元年9月11日（水）から13日（金）までの3日間（ただし、書記官については同月11日及び12日の2日間）の日程で実施しました。

研究会の一部を司研が実施する少年基本研究会と合同で実施し、子ども家庭福祉学の専門家による「最近の少年を取り巻く環境と支援の実情」と題する講演を行ったほか、少年事件の現状と課題について家庭局第一課長による説明を行い、共同研究では、「少年審判の機能充実に向けた職種間連携」をテーマに、再非行の防止に資する審判の質の向上に向けた職種間連携の在り方について、日常業務の中で取り扱うことの多い事例や場面を題材として、書記官事務の整理の考え方や、行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の中核的な役割・機能を踏まえた研究、討議を行いました。

総研の単独カリキュラムでは、共同研究の結果を踏まえた少年部におけるあるべき書記官事務の検討と実践、逃走事故防止に向けた取組等について研究、討議を行いました。

(カ) 家事特別研究会

後見関係事件を担当する書記官50人を対象として、令和元年10月10日（木）及び11日（金）の2日間の日程で、司研の実施する家事専門研究会1（後見）と合同で実施しました。

研究会では、基本計画に基づく取組を進めている自治体担当者による「自治体の取組と裁判所に求められる役割」と題する講演、「後見事件等の運用に関する諸問題」と題する家庭局第二課長による説明に引き続き、「基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方」及び「これから報酬付与の在り方等」をテーマに、それぞれ研究、討議を行いました。このうち報酬付与については、報酬算定方法について先行して検討を進めている庁からの説明、班別討議及び全体討議等を経て、家庭局第二課長による最新の情報提供と質疑応答が行われました。

なお、後見関係事件をめぐる現場の実情をみると、書記官がこれに主体的に関与している実情があることから、上記のとおり、本研究会の対象は書記官研修員としましたが、家裁調査官の後見関係事件における役割も重要であると考えられたことから、前年度に引き続き、高裁の次席書記官に加えて、高裁所在地の家裁の次席家裁調査官等がオブザーバーとして参加しました。

ウ 実務指導研究会（民事、刑事、家事、少年）

書記官プラッシュアップ研修（以下「BU研」という。）の講師を養成するため、講師となる予定の主任書記官等（民事41人、刑事35人、家事36人、少年22人）を対象として、民事及び刑事は令和元年5月14日（火）及び15日（水）、家事及び少年は同月16日（木）及び17日（金）の各2日間の日程で実施しました。

研究会では、BU研講師の役割及び書記官事務の整理の考え方等に関する総研書記官研修部長及び総務局第三課長による講義、BU研の共通分野で実施する共同研究の進行のために有用な視点等に関する一般研修部教官による講義を行った後、実際の討議の場面を念頭においていた実習や意見交換を行いました（なお、冒頭の各講義については、東京高裁、大阪高裁及び名古屋高裁に対してテレビ会議システムによる同時配信を試行的に実施しました。）。

BU研の共同研究は、書記官事務の整理の考え方を踏まえ、典型的かつ基本的な事務を題材に、根拠と目的に照らした合理的な事務の在り方等を討議させていますが、令和元年度は、前年度に引き続き、中堅書記官に期待される役割の重要性に照らして、この合理的な事務をどのように実践していくかという点に重点を置いて討議させることとしました。本研究会においても、その趣旨を明確にした上で、講師としての意識の向上とスキルアップに努めました。

なお、BU研の企画立案の中心となり、同研修の講師を指導する立場の者に、本研究会での研究内容を熟知してもらうことが相当と考えられることから、各高裁の民事又は刑事の次席書記官等がオブザーバーとして参加しました。

エ 首席書記官研究会

地家裁の首席書記官30人を対象として、令和元年9月18日（水）及び19日（木）の2日間の日程で実施しました。

首席書記官に求められる役割や期待される行動について、総研所長及び大法廷首席書記官による講義を実施するとともに、総務局参事官による危機管理とコンプライアンスに関する基調講義を踏まえて、裁判所で生じた問題（郵便切手事案、ハンセン病事案、障害者雇用事案）を題材として、このような問題から学ぶ教訓を今後どのように生かすかをテーマとした共同研究や、主任書記官の悩みと、それに対する手当ての現状、今後取り組むべき内容など主任書記官の支援をテーマとした共同研究を実施しました。

オ 事務局長研究会

地家裁の事務局長23人を対象として、令和2年2月20日（木）及び21日（金）の2日間の日程で実施しました。

近時の裁判所を取り巻く諸情勢を踏まえ、トップマネジメントとして、裁判所組織全体の課題について本質的な理解を深めるため、総研所長による講話、組織マネ

ジメントと危機管理に関する講義を行ったほか、最高裁事務総局（総務局、人事局、経理局）の担当者を交えて、裁判所に生じた問題から学ぶ教訓とその生かし方、職員の能力向上や職員の意識・職場風土の改善等、将来を見据えて取り組むべき課題への対処をテーマにして共同研究を行いました。

また、研究会初日の最後には、最高裁判事による講演も行われました。

力 管理者研究会（組織運営）

地裁及び家裁の次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官及び事務局次長60人を対象として、令和元年5月21日（火）及び23日（木）の3日間の日程で実施しました。

研究会の一部を司研が実施する支部長研究会と合同で実施し、マネジメントの基礎理論について外部講師による講義を行った後、支部運営における本庁との連携をテーマに共同研究を行いました。2日目以降の総研単独カリキュラムでは、総研所長から、トップマネジメントに求められる役割と姿勢についての講義の後、人事局総括参事官による、組織運営において必要な視点についての基調講義を踏まえ、研究員が現在抱えている組織運営上の課題について、分析と具体的な解決策の検討を行うとともに、各研究員が自らの課題等について振り返り、今後トップマネジメントの一員として更に力を発揮していくために必要な取組や研さんについて研究、討議を行いました。

キ 管理者研究会

新たに次席書記官、次席家裁調査官及び事務局次長等に任命された者127人を対象として、平成31年4月15日（月）から19日（金）までの5日間の日程で実施しました。

幹部職員に求められる職責等に関する総研所長講話、総研一般研修部長講話や最高裁事務総局各局課（秘書課、広報課、情報政策課、総務局、人事局、経理局）による各分野の現状と課題に関する講義、危機管理に関する講義、セクシュアルハラスメント等の防止に関する講義、職員団体対応に関する事例研究のほか、外部講師によるメンタルヘルス対策における職場のマネジメント、障害者等に対する配慮及びこれからリーダーに求められる役割と実践に関する講義を行いました。

共同研究においては、業務管理、人事管理に関する基調講義を踏まえ、超過勤務の上限に関する措置を取り上げ、その運用に当たり幹部職員としての着眼すべき点等について討議するとともに、幹部職員の役割・機能とそれを担うための実践及びあい路の克服について班別で研究、討議を行いました。

ク 中間管理者研修

（ア） 中間管理者研修Ⅰ

本年度から裁判部と事務局の両者の中間管理職を対象として新たに実施した研

修であり、昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記（副）管理官、事務局課長補佐等の合計236人を対象として、令和元年10月、令和2年1月及び2月の3回に分けて、いずれも4日間の日程で実施しました。

裁判部の中間管理者に求められる職責等に関する総研所長講話、最高裁事務総局各局課（秘書課、情報政策課、総務局、人事局、経理局、民事局、刑事局、家庭局）による裁判所が当面する問題と中間管理者の課題に関する講義のほか、ハンセン病を理由とする開廷場所指定問題に関する科目、職員団体対応に関する事例研究、外部講師による職場のメンタルヘルス対策や障害者等に対する配慮に関する講義・実習等を行った後、自らの管理業務を他の研修員とともに振り返る科目（意見交換）を経て、「職場づくり」、「人づくり」をテーマに共同研究を行いました。「職場づくり」では、部下職員が思うように動かず他部署との連携もうまくいっていない職場の事例を題材に、チーム力を向上させていくために中間管理者が果たすべき役割や行動等について討議し、「人づくり」では、人材育成に関する理論についての小講義の後に、OJTが適切に行われる職場を考えるとともに、実際の場面で指導が難しい部下の類型を三つ挙げ、その育成方法について討議を行いました。これらを通じ、他部署を理解し、連携しながら適切な業務がなされ、また、自らも含む当該部署の職員が成長していくことができる職場を作っていくことに向けての実践につなげられるような構成としました。

(イ) 中間管理者研修Ⅱ

本年度から上位の中間管理者を対象として新たに実施した研修であり、昇任後おおむね7年以上の主任書記官若しくは主任家裁調査官、訟廷（副）管理官、事務局課長、企画官等の合計120人（このほか、最高裁訟廷首席書記官補佐1人がオブザーバーとして参加）を対象として、令和元年10月及び12月の2回に分けて、いずれも3日間の日程で実施しました。

当研修の対象層に求められる職責、期待等に関する総研所長講話、大法廷首席書記官及び事務総局審議官による裁判部及び事務局のそれぞれの観点からみた裁判所が当面する組織課題や上位の中間管理者として求められる視点等についての講義、職員団体対応や施策の所属への浸透に関する事例研究、外部講師による「これからマネジメントに求められる役割と実践」についての講義を行った後、リスクマネジメント及び組織運営をテーマとする共同研究を、それぞれ総務局参事官及び人事局総括参事官の基調講義を踏まえて行いました。リスクマネジメントをテーマとした部分では、当事者による庁舎内での暴行事案発生時の対処を、その後の庁全体での波及を念頭に置きながら考えさせる内容とし、また、このような事態を防止するための平素の取組として連携や情報流通について検討しました。組織運営をテーマとした部分では、研修員が、実際の仕事の場面では自らの

部署への影響が直接的ではないとして看過してしまいがちな事案を基に、全庁的な視点を持って、より望ましい考え方や行動が取れるよう検討してもらいました。

なお、当研修では、総研一般研修部長から研修の趣旨や科目相互の関連性を理解させる講義を設けるとともに、共同研究の最後では、自らが研修で学んだことを確認し、それに基づく研修後の行動をイメージさせることにより、研修全体の理解とそれに基づく実践を強く意識させる内容としました。

ケ 研修指導研究会

高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者の養成を目的に、第1回を、課長補佐、主任書記官等38人を対象として、令和元年6月5日（水）から7日（金）まで、第2回を、各庁において研修事務に携わる課長補佐、次席家裁調査官等44人を対象として、令和元年12月17日（火）から19日（木）まで、いずれも3日間の日程で実施しました。

2回を通じて、組織における人材育成の意義、研修の位置付けや概要、基本的な研修技法等について共通に取り上げるとともに、第1回は「研修講師向け」のカリキュラムとして、研修講師として必要な知識・スキル等のかん養を目的に、模擬講義の実習や講義計画（レッスンプラン）作成を内容とする共同研究を行いました。第2回は「研修企画担当者向け」のカリキュラムとして、研修の企画面での能力向上を目的に、研修を効果的・効率的に作り上げていく一連のプロセス（研修のマネジメント）を重点的に取り上げ、模擬研修カリキュラム作成を内容とする共同研究を行いました。

（3）高裁委嘱研修

書記官ブラッシュアップ研修（BU研）

書記官任用資格取得後5年以上の者を対象として、令和元年7月から8月にかけて、各高裁において実施し、参加者（終了者）は274人でした。

BU研の共通分野の共同研究では、平成25年度から書記官事務の整理の考え方を踏まえた討議を実施してきており、さらに、平成28年度からは、中堅書記官に期待される役割の重要性に照らして、根拠と目的に照らした合理的な事務をどのように実践していくかについての討議を拡充する内容としています。

（4）研究

ア 書記官実務研究

東京地裁の主任書記官2人を研究員に指名し、「商事非訟事件及び借地非訟事件に関する書記官事務の研究」をテーマとして、平成31年4月から令和2年3月までの1年間で研究を行っています。

イ 合同実務研究

合同実務研究は、異なる職種の職員が、共同して、裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を行うことにより、実務の改善及び向上に寄与させることを目的に、複数の職種の研究員が、所属庁において行うものです。

令和元年度は、平成30年4月の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、児童虐待に関する事件について家庭裁判所が関与する場面が拡大されたことを踏まえ、「親権制限事件及び児童福祉法28条事件の事件処理における職種間の連携、協働について」をテーマに、大阪家裁の主任書記官、主任家裁調査官及び家裁調査官の3人並びに青森家裁弘前支部の庶務課長兼任主任書記官、主任家裁調査官、書記官及び家裁調査官の4人を研究員に指名して、令和元年9月から令和2年3月までの間、それぞれの庁ごとに研究を行っています。

2 令和2年度研修実施計画等について

(注) 以下は、回答日（3月19日）時点の内容であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、必ずしも計画どおりに実施されない場合があります。

(1) 裁判所書記官養成課程

ア 養成課程研修の充実に向けた見直しについて

裁判所に係属する事件の複雑困難化等、書記官を取り巻く状況の変化に対応し、より質の高い書記官を養成していくために、養成課程研修を見直すこととした。

具体的には、これまで3月初旬に養成課程を修了していた運用を見直し、修了日を3月25日頃とすることで研修日数を確保し、養成課程を更に充実したものとします。また、令和3年4月以降、新たに第1期研修（第一部）や裁判事務修習（第二部）前に予修期修習を設けることで、所属庁等で裁判実務を広く見聞する機会を与えて養成課程への円滑な導入を図り、より効果的な研修が進められるようにする予定です。

見直しの時期は、第一部研修生は令和3年度入所から、第二部研修生については令和2年度入所からとし、この見直しに伴って、令和2年度入所の第二部17期生の第1期研修の開始時期を令和2年10月16日とするとともに、その修了日を令和4年3月25日としました。

イ 養成課程研修の開始

令和2年4月6日（月）から、第一部第17期生231人（このほか、特許庁からの受託研修生1人）及び第二部第17期生79人の養成課程研修が開始される予定です。

ウ カリキュラム等について

家裁調査官養成課程生との合同実施科目について、グループ別総合演習をはじめ

として、これまでの実施結果を検討して、更に充実したカリキュラムとなるように工夫していきます。

また、障害者、高齢者等の社会的な配慮を要する者への対応についても、引き続き、より充実した研修となるよう工夫していきます。

エ 実務修習について

令和2年7月20日（月）から9月30日（水）までの予定です。

オ 養成課程研修の目的等

養成課程では、実務での各種経験を通じて大きく成長していくための土台となるような基礎知識・技能（姿勢・思考方法等）を体得させるよう意識して各種授業や演習等を行っています。

なお、法律論や実務知識のみならず、職種間の連携を図る、規律を遵守する、職業倫理観をかん養するなど書記官ないし組織人としての資質全般も念頭において各カリキュラムを実施しています。

このほか、書記官を取り巻く環境の変化に伴い、これまでも書記官事務の整理の考え方を踏まえた各演習科目の新設、裁判員裁判の定着を踏まえた刑事演習科目の新設、家事事件に関するカリキュラムの充実化等を図ってきており、任官後の書記官事務の姿を見据えて、必要なカリキュラムの見直しのほか、演習や講義の実施面においても、討議や発表の機会を増やすなどして、考える力や発信する力等を伸ばす工夫を引き続き行っています。

（2）中央研修

ア CA研修実務試験

前期研修を令和2年6月25日（木）から7月15日（水）まで、実務研修を同月17日（金）から8月21日（金）まで、後期研修を同月24日（月）から9月11日（金）までの期間で実施する予定です。

イ 実務研究会

（ア）民事実務研究会及び刑事実務研究会

民事実務研究会については、令和2年6月10日（水）及び11日（木）の2日間、令和3年1月21日（木）及び22日（金）の2日間の日程で2回、刑事実務研究会については、令和2年11月18日（水）及び19日（木）の2日間の日程で、それぞれ実施する予定です。民事実務研究会（第1回）及び刑事実務研究会では、いずれも一部の科目を司研が実施する研究会と合同で実施する予定です。

研究会のテーマについては、各庁からの意見や要望を考慮しながら検討しています。

（イ）家事実務研究会及び少年実務研究会

家事実務研究会については、令和2年11月4日（水）から同月6日（金）まで

の3日間、少年実務研究会については、同年9月9日（水）から同月11日（金）までの3日間の日程で、それぞれ実施する予定です。いずれの研究会も書記官及び家裁調査官を対象として行い、一部の科目を司研が実施する研究会と合同で実施する予定です。

研究会のテーマについては、各庁からの意見及び要望を考慮しながら検討しています。

(ウ) 家事特別研究会

家事特別研究会については、書記官を対象として、令和2年10月8日（木）及び9日（金）の2日間の日程で、司研が実施する研究会と合同で実施する予定です。

ウ 実務指導研究会

令和元年度と同様に、各高裁におけるBU研の講師養成を目的として実施する予定です。民事及び刑事については、令和2年5月12日（火）及び13日（水）の両日、家事及び少年については、同月14日（木）及び同月15日（金）の両日に、それぞれ実施する予定です。

エ 首席書記官研究会

令和2年9月16日（水）及び17日（木）の2日間の日程で、30人程度の人員数で実施する予定です。

オ 事務局長研究会

令和3年2月18日（木）及び19日（金）の2日間の日程で、20人程度の人員数で実施する予定です。

カ 管理者研究会（組織運営）

令和2年5月19日（火）から21日（木）までの3日間の日程で、60人程度の人員数で実施する予定です。

キ 管理者研究会

令和2年4月13日（月）から17日（金）までの5日間の日程で実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る情勢を踏まえ、実施を延期することとしました。

ク 中間管理者研修Ⅰ

第1回を令和2年10月13日（火）から16日（金）まで、第2回を令和3年1月12日（火）から15日（金）まで、第3回を同年2月2日（火）から5日（金）まで、それぞれ4日間の日程で、各80人程度の人員数で実施する予定です。

ケ 中間管理者研修Ⅱ

第1回を令和2年10月27日（火）から29日（木）まで、第2回を同年12月8日（火）から10日（木）まで、それぞれ3日間の日程で、各80人程度の人員数で実施する予定です。

コ 研修指導研究会

第1回を研修講師向けとして令和2年6月3日（水）から5日（金）までの3日間の日程で40人程度の人員数で、第2回を研修企画担当者向けとして、同年12月15日（火）から17日（木）までの3日間の日程で50人程度の人員数で、それぞれ実施する予定です。

（3）高裁委嘱研修

書記官ブラッシュアップ研修（BU研）

BU研は、任官後5年以上を経過した中堅書記官を対象とした書記官にとって中核的な研修ですが、事件の複雑化等、昨今の裁判所を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するためには、書記官の資質、能力を更に高めていくことが重要であると考えており、これに適切に応えていくため、令和2年度から、カリキュラムを見直すことにしました。

見直しの基本方針としては、問題を把握し解決するための基盤となる能力及び組織的な視点のかん養を図っていくためのカリキュラムを充実させる一方、知識付与やその再確認をする色彩の強いカリキュラムについては、これまでも各種研修において効果的に付与されていることを踏まえてスリム化し、全体として、研修の目的を達成するための合理的な研修カリキュラムとして最適化を図りました。

見直しの具体的な内容としては、①民事・刑事・家事・少年の各分野における最新情報の提供、②書記官事務の整理の考え方を再確認した上で、これに基づいて問題発見・解決手法の理解を深めるカリキュラム、③「組織における連携の在り方」に関するカリキュラム、④民事及び刑事について、書記官事務の整理の考え方を踏まえて問題発見・解決の手法を討議・検討する共同研究（基礎編）、⑤担当分野別カリキュラムとして、書記官事務の整理の考え方や組織的な視点、中堅書記官に求められる行動を討議・検討する共同研究（応用編）、⑥高裁企画の共同研究などを実施することにしました。

そして、このようなカリキュラムを実施するために要する研修期間を5日としました。

（4）研究

ア 書記官実務研究

横浜地裁及び大阪地裁の主任書記官を研究員として指名し、「医療観察事件における書記官事務の研究」をテーマとして、令和2年4月から令和3年3月までの1年間で研究をする予定です。

イ 合同実務研究

令和元年度と同様に、基本的な研究課題を示して研究員及び具体的な研究テーマを公募した上、研究内容、研究態勢等を検討して、相当なものを見定したいと考え

ています。

3 その他

(1) 養成課程のカリキュラムの編成や指導等について

養成課程研修生には、研修を通じて、①実務経験を通じて成長するための土台となる基礎知識、②事務の根拠・目的にさかのぼって考える力と習慣に加え、③組織性の基礎を身に付けて任官してもらいたいと考えており、これらが身に付いた書記官は、その後の自己研さんとOJTによって着実に能力を伸ばしていくことができると言えています。

このため、養成課程では、民事、刑事、家事及び少年の各分野にわたって基礎的知識を体系的に習得させるとともに、根拠・目的にさかのぼって合理的な事務の在り方を考える視点や思考方法を身に付けさせるという観点から専門分野のカリキュラムを策定していることは、先に述べたとおりです。

また、養成課程研修生には、任官後に、組織人として成長することも望まれます。総研は、裁判所を取り巻く社会情勢や裁判所の組織上の課題に関心を抱き、裁判官や家裁調査官と連携協働をすることができるよう、講義による知識付与や、各種演習を行っています。特に、家裁調査官との連携協働に関しては、総研が裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合して設置された経緯も踏まえ、二つの研修所に蓄積された知見を共有すること等が重要であると考えており、書記官養成課程研修生と家庭裁判所調査官養成課程研修生とが合同で行うカリキュラムの一層の拡充を図ることを検討しています。

なお、養成課程研修の充実に向けた見直しについては、既に述べたとおりです。

(2) 民事裁判手続のIT化後の書記官事務について

民事訴訟手続のIT化は、従来の枠組みにとらわれることなく、より良い民事訴訟のプラクティスの在り方を検討し、裁判の質の更なる向上を図る重要な契機になるべきものであり、現在の民事訴訟のプラクティスの在り方は大きく変わる可能性があります。その中で、書記官は、法律専門職としての能力を十分に發揮して、裁判官と適切に連携・協働しながら裁判の質の向上に貢献していくことが期待されます。

IT化後の書記官事務の在り方を検討するには、現在の裁判手続において書記官が果たしてきた役割や意義を書記官事務の整理の考え方に基づいて改めて検討し、これをIT化後の書記官が担うべき事務の議論につなげていくことが重要であると考えています。

このような観点から総研としては、今後、最高裁事務総局と連携を密にしつつ、各地に設置されたPTの検討状況等を踏まえて、必要な研修を行う取組を進めていくと考えています。